

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の新規制基準適合性に関する面談」

2. 日時：令和元年10月8日(火) 15時45分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

建部主任安全審査官、平野主任安全審査官、河原崎安全審査専門職

日本原燃(株)

越智 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他4名

5. 要旨

日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)と、新規制基準に係る再処理事業変更許可申請に係る整理資料^{注)}について、令和元年9月27日の提出資料に基づき、以下のとおり面談を行った。

(1) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

○有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備

- 事業指定基準規則第37条において、「有機溶媒その他の物質」を対象としていることから、重大事故等の事象選定において、有機溶媒による火災やリン酸トリブチルの混入による急激な分解反応のみならず、再処理施設で取り扱う反応性の高い物質による火災又は爆発についても記載すること。
- その上で、事業指定基準規則第37条については、事象選定の結果との関連付けとして、未然防止や収束させるために必要な設備等を記載すること。

(2) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

なし

参考

※ 令和元年9月27日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の新規制基準適合性に関する面談」

注) 実用発電用原子炉の審査実績を踏まえて事業指定基準規則の条文ごとの対応状況を整理した資料